

(別紙2)

## 審査の結果の要旨

氏名 三谷 芳幸

三谷芳幸氏の論文『律令国家と土地支配』は、日本古代の律令国家が在来の氏族制的な社会に対し律令制的な土地支配をどう実現したのかというテーマのもと、日唐の制度比較の上に、班田制をはじめとする律令田制の構造・特質とその展開を、山野支配や勸農と王権との結びつきを見据えつつ明らかにした、基礎的な研究成果である。

第一部「班田制の構造と展開」では、日本律令国家が公民に口分田を班給する班田収授制の手続きに焦点をあて、中国の均田制と比較して、日本では戸籍と班田のセットにより軍国体制の基礎となる民戸を創出したと指摘する。口分田班給が困難になると校田のみが行われ、10世紀中葉には校田帳の京進もなくなり班田制は実質的に崩壊するものの、中央政府が班給を命ずる「班符宣旨」により田租収納を報告する「租帳」を監査する文書手続きは12世紀まで形式的に残るという展開を明らかにする。律令班田制の特質とその平安後期に至る展開を独自に解明した明快な論旨は、説得力に富むものと評価されよう。

第二部「律令田制の特質」では、職田・位田・賜田等を取りあげ、律令田制の全体像を明らかにする。職田は、中国ではすべての在京文武官に給うのに対し、日本では議政官に対する天皇からの人格的給田であることを明らかにし、日本独自の賜田制とあわせて人格的給田の比重が重い日本田制の特質を指摘する。また日本では班田収授されない固定的田地として旧来の共同体的な神田や氏族の家産的な寺田を律令田制に取り込んだ上で、神田・寺田の勅施入によって国家的統制を及ぼしたことを明示する。さらに、唐の屯田制と異なる日本の令制官田制について、律令制以前の畿内ミヤケから継承した固定的な天皇の供御料田でありながら、8世紀後半から9世紀にかけて田司派遣に代わる国司長官専当制の成立などで伝統的要素が後退し、10世紀以降には負名体制による調達が進展して解体するという過程を解明する。

第三部「土地支配と王権」では、山野支配や勸農と王権との関係を取り上げる。中国では、山野を公私共利原則により人民に開放する方向と、官有地として国家が独占する方向という山野支配の両面を支える理念として王土思想が存在した。日本では天武・持統朝に中国的な国家的山野支配が始まり王土思想も強まるが、実際は首長による共同体的山野支配の伝統の前に未熟であり、桓武朝における山野収公などで国家的山野支配と王土思想が成長した展開を明らかにする。また勸農をめぐるのは、日本の勸農は中国伝来の農本思想と在来の神祇思想との双方に依拠したが、天皇は中国皇帝と違って農業規範を垂教する儀礼を行わず、祈年祭など神祇祭祀による宗教的勸農に軸足を置いていたとする。天皇による宗教的勸農が律令国家の土地支配を正当化する構造に迫っている。

なお土地経営の実態についての検討も望まれるものの、律令田制の日唐比較をふまえて日本の班田制の特質とその平安後期までの展開を明らかにし、律令田制の全体像とその特質を明快に提示し、日本古代の田制の構造と展開に説得力ある見通しをもたらした本論文は、古代土地支配の研究を大きく前進させる成果をもたらしたといえる。

よって、本論文は博士(文学)の学位を授与するのにふさわしい論文であると判断する。